



利用者情報に関するワーキンググループ  
「SPSIについて今後検討を深めていく  
べき事項」への意見

2025年2月26日



新経済連盟

Japan Association of New Economy

## SPSI「望ましい事項」再整理への意見 1/3

- 2012年以降、SPIの存在が民間事業者におけるプライバシーポリシー掲載率の向上に寄与したことを評価
- SPSI に盛り込まれている、各事業者が取り組むことが「望ましい」事項の内容が広がりを見せていることから、中身が膨大になって、事業者が参照・実行しづらいものになることを懸念
- 再整理にあたっては、SPSI策定当初の趣旨や目的に立ち返り、現状を踏まえつつ、スマートフォンアプリの利用者情報の保護という切り口から、シンプルで目指すべき方向性を理解しやすく、参照・実行しやすい指針となるようにすべき

- SPSIは、アプリケーション提供者等を中心として、スマートフォン上の利用者情報の取り扱いに係るあらゆる関係事業者が参照する指針となることが想定されている
- 直近の改定では「サイバーセキュリティ」だけでなく、「ダークパターン」・「プロファイリング」・「こども」等といった、新たな観点についても追加がされており、今後青少年保護に関する項目についても検討が予定されていることから、内容が膨大になって、関係事業者が参照・実行しづらい指針となることが懸念される
- 再整理にあたっては、SPSIの趣旨や目的を再確認する必要がある
- スマートフォンアプリの利用者情報の保護の取組が促進されるよう、多くの一般的な事業者が参照・実行しやすい指針を目指すべき

## SPSI「望ましい事項」再整理への意見 2/3

- 広がりを見せているSPSI記載の各項目の再整理を試みることに違和感はない
- 利用者情報の保護や取扱いの適正化というSPSIの本来の目的に沿った再整理が望ましい
- 「義務的事項」「望ましい事項」「先進的事項」については、それぞれの定義の明確化が必要
- 「義務的事項」について記載するに際しては、法令上義務となっている内容と、それを実現する方法との間には違いがあることに留意し、法令上義務となっている内容の実現方法として望ましい事項や先進的事項を、義務的事項と混同しないように注意すべき
- SPSIの目的および当初の趣旨・背景に立ち戻り、丁寧な議論をすべき
  - 「先進的事項」「望ましい事項」「義務的事項」の定義を明確化するにあたって、スマートフォンアプリの利用者情報の保護や取扱いの適正化というSPSIの本来の目的を踏まえたうえで、法令との関係を明記してほしい
  - 法令との関係を明記・整理するに際しては、電気通信事業法と個人情報保護法の対象事業者の違いに留意し、法令の内容が拡大解釈されないようにしてほしい
  - たとえば、「同意を取る」という義務があるとして、その同意取得の方法は複数ある場合、望ましい方法を指定して「義務的事項」とすることには問題がある
  - 「義務的事項」の定義について、ワーキンググループ第18回資料18-3では、「法令上義務とされている事項又は利用者情報の保護に関する基本的な事項」と書かれているところ、法令上義務とされている事項を含むのであれば「義務的事項」と表現することは適切ではないのではないか
  - 「先進的事項」「望ましい事項」は法令上の義務ではないことを明確にしつつ、どのような目的で異なるレベルの取組を記載するのか、両者を区別するメルクマールは何か、SPSIの目的や趣旨に立ち返って確認すべき

## SPSI「望ましい事項」再整理への意見 3/3

- **スマホソフトウェア競争促進法における指定事業者の禁止行為の正当化事由と、SPSIの記載事項や「義務的事項」「望ましい事項」「先進的事項」とがどのような関係になることが想定されるのかに強い関心あり**
- **アプリ提供事業者やアプリストア提供事業者が各々の役割を果たすことと、それらの役割を果たしていることについて指定事業者に判断を委ねてしまうこととは、異なる点に注意が必要**
- **SPSIの内容をもとに、指定事業者からアプリ提供事業者やアプリストア提供事業者に対する禁止行為が安易に正当化されることの無いようにしていただきたい**

- 2024年に成立した「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（スマホソフトウェア競争促進法）において、指定事業者に対し、公正かつ自由な競争の促進の観点から禁止されている行為があるが、セキュリティ・プライバシー・青少年保護等の目的のために必要な行為を行う場合であって、かつ、他の行為によって目的達成が困難である場合には、正当化事由による例外として許容されることとなっている
- スマホソフトウェア競争促進法における指定事業者の禁止行為の正当化事由と、SPSIの記載事項や「義務的事項」「望ましい事項」「先進的事項」との関係によっては、OS・アプリストアを提供する指定事業者が、それらに合致していることの判断を一方的に行うことによって、禁止行為を正当なものだと主張し、競争環境を阻害することが懸念される
- 法的義務を超えた事項への取組状況や、「義務的事項」「望ましい事項」「先進的事項」への対応状況を指定事業者に委ねることで安易に禁止行為が正当化されることのないようにすべき

## 青少年保護に関してSPSIで盛り込むべき事項への意見

- 利用者情報の保護や取扱いの適正化に関する指針の中で、青少年保護に係る事項を盛り込むことは、SPSIの本来の目的や趣旨からは大きく離れてしまうため、違和感がある
  - 特に、コンテンツの中身に立ち入ると、「言論の自由」および「表現の自由」への介入や、青少年の「知る権利」の制限につながることも想定される
  - 青少年保護の観点でSPSIにどんな項目の記載があり得るのか、関連法令は何か、その項目は「義務的事項」「望ましい事項」「先進的事項」のどれに当てはまるのか、慎重に議論すべき
- 青少年が安全に安心してスマートフォンを利用できることは重要である一方、こどもの利用者情報については、既に前回の改定時に「同意取得等を要する利用者情報の取扱い」の項目に追加されている
  - スマートフォン利用に関わる青少年保護の論点が幅広く提示されているが、前提となるSPSIの現在の目的から大きく離れるため、そもそもSPSIで扱うべきなのかは疑問
  - 「SPSIについて今後検討における青少年保護規定に関する検討の方向性」（令和6年12月20日）では、現状分析が「青少年によるインターネット利用動向」の1ページで、青少年保護の関係法令の整理がされていない
  - 提示された論点の中には、アプリコンテンツの内容規制と読める記載も見受けられ、青少年インターネット環境整備法での有害コンテンツへの規律はあるものの、「言論の自由」「表現の自由」への介入や、青少年の「知る権利」の制限に繋がりがかねないことには強い懸念がある
  - まずは、関係法令や、当該法令との関係でスマホアプリの関係事業者が行っていることなどを整理したうえで、慎重に議論すべきと考える
  - 青少年インターネット環境整備法との関係では、レーティング、ペアレンタルコントロール、フィルタリング、といった「機能」や「手法」に着目した関係事業者の取組を確認してみてもどうか



新経済連盟  
Japan Association of New Economy